

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年頃から 49 年頃まで

申立期間については、A社及びB社で勤務していたにもかかわらず、いずれの事業所に関しても厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、勤務していた時期、順序ははっきりと覚えていないものの、A社においては正社員として申立期間のうちの12か月ほどの間、B社においては申立期間のうちの4か月ほどの間、間違いなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、A社に関しては、オンライン記録及び事業所記号等索引簿では、当該事業所が昭和63年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間中は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立事業所は平成6年8月20日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における当該事業所に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所における元社会保険事務担当者は、「私が申立事業所における昭和63年10月1日付けの厚生年金保険の新規適用に関する手続きを行った。これ以前に、当該事業所が適用事業所となっていた事実はない。」、「私は申立期間当時の関係書類を保管していない。」旨供述している。

加えて、オンライン記録に掲載されている申立事業所における全被保険者3

人(元事業主を除く。)のうち、前述の元社会保険事務担当者以外で唯一連絡の取れた者から聴取したものの、「私の申立事業所に係る厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所が適用事業所となった昭和63年10月1日となっていることは承知している。」などとするのみである。

次に、申立期間のうち、B社に関しては、当該事業所は平成16年1月1日付けで適用事業所ではなくなっており、これを引き継ぐとしているC社では、「保管している正規職員に係る人事記録には申立人の氏名は無く、また、当時の臨時補充員や契約社員などの非正規職員に係る人事記録も保管していない。」と回答しており、当該期間における申立事業所に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に掲載されている申立期間当時の被保険者のうち、連絡の取れた13人全員が申立人の氏名を覚えていないなど、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間に係る記録がA社及びB社のいずれの事業所についても確認できなるとともに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 857 (事案 665 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から61年4月25日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与額に比べて低くなっていたため、前回、申立期間の一部の給料明細書等を提出し申し立てた結果、当該期間のうちの28か月は訂正される旨の当初の申立てに対する通知を受けたが、この内容について異議がある。

今回新たに提出する資料は無いが、再度の申立てを行うので、申立期間について、私が受け取っていたはずの給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が保管している給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額、及び前述の給料明細書により、前後の月の保険料控除額及び保険料率の変更状況から推認された保険料控除額に基づき、申立期間のうち、昭和56年2月から同年9月までの期間は14万2,000円、59年7月から同年12月までの期間は17万円、60年2月から61年3月までの期間は16万円とすることが必要であると認められた一方、申立期間のうち、ii) 55年12月及び56年1月、同年10月及び同年11月、58年6月から59年6月までの期間、並びに60年1月の計18か月間については、前述の給料明細書から各月の保険料控除額が直接確認できるか、又は前後の各月の金額が推認できるものの、これらに見合う標準報酬月額は、オンライン記録に比べて、いずれも同額又は低額と認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない、iii) 49年6月から55年11月までの期間、56年12

月から58年5月までの期間の計96か月間については、申立人が、当該期間に係る保険料控除額を確認できる関連資料等を保管していないこと、及び申立事業所は62年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等も当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答していること等を理由に、記録の訂正を行うまでには至らないとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年3月29日付けで総務大臣による年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から新たな資料等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 858 (事案 815 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月31日から同年9月1日まで

私は、昭和17年9月から20年8月までの間、A社B支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立事業所の正社員であった私は、申立期間の途中に当たる昭和20年8月15日には会社で天皇陛下の玉音放送を聞いており、申立期間中も途切れることなく働いていたことは間違いないので、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

今回私は、友人からの手紙の封筒や日記帳などを提出し、再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支店は昭和39年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、その事務を引き継いでいるC社では、申立事業所における申立人の退職に関する資料の中に、辞令事項の内容は不鮮明としながらも、申立人の申立事業所に係る資格喪失日と一致する「20.3.31」との日付けがあるため、申立事業所では当時、この日付けを資格喪失日として届け出た旨回答していること、ii) 申立人が同じ部署で申立期間当時一緒に働いていたとした元上司、及び一緒に勤務していたとして氏名を挙げた元同僚には、オンライン記録により、それぞれ昭和19年10月1日から20年3月30日までの期間、19年6月1日から20年3月31日までの期間、申立事業所における加入記録が確認できるのみであり、これらの資格喪失日は、申立人とほぼ一致していること、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録が、オンライン

記録のとおり、昭和19年10月1日から20年3月31日までの間確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳でも、申立人の資格喪失日がオンライン記録のとおりとなっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月3日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって申立人から提出された、昭和20年5月3日付け消印のある申立事業所を宛先とする友人からの手紙の封筒では、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間の一時期、当該事業所で勤務していた可能性がうかがえるが、当該期間に係る勤務実態、及び厚生年金保険の適用のあったことを裏付けるには至らず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 859（事案 87、502 及び 835 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から平成 17 年 6 月までの間、A 社 B 支店で勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間中も、雇用保険の記録どおり、同支店に勤務していたから、厚生年金保険にも加入していたはずであり、これまで三回にわたって行った申立てに対する通知の内容について異議がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最初の申立てについては、i) 申立事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、社会保険庁（当時）の記録どおりであることが確認できること、ii) 申立事業所から聴取した結果、申立人と同じ雇用形態の元同僚について、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は雇入日から 2 年 10 か月後である旨の回答を得ていることから、申立事業所においては、雇い入れから一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続が行われていたことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時加入していたとする健康保険組合に係る健康保険の記号番号を記載したメモなどを提出し、2 回目の申立てを行ったところ、i) 当該記号番号は、申立事業所が保管する申立人に係る「社会保険管理カード」上の「健康保険被保険者証」の記号番号と一致しており、この資格

取得日は、オンライン記録にある厚生年金保険の加入記録と同一日の昭和 43 年 10 月 1 日と一致していること、ii) 厚生年金保険被保険者台帳番号払出簿上の申立人の申立事業所に係る資格取得日、及び申立人が保管している厚生年金保険被保険者証上の「初めて資格を取得した年月日」は共に、オンライン記録どおり、昭和 43 年 10 月 1 日と記録されていることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 13 日付けで再度、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

さらにその後、申立人は、申立事業所の元同僚二人の氏名を挙げ、3 回目の申立てを行ったため、当委員会がこの二人から聴取したものの、いずれも「私は、申立人と同じ職場で働いたことは覚えているが、正確な期間は記憶に無い。」と供述するのみで、申立期間に係る厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られないこと等を理由として、当委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月 24 日付けで再々度、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

そして今回、申立人は、C 健康保険組合発行の「健保のしおり」、及び D 労働組合の「規約」が掲載されている同組合支部発行の「手帳」を提出の上で、従来の主張を繰り返しているが、これらの資料には申立期間における厚生年金保険の適用状況等についてうかがわれる内容は記載されておらず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。